

令和7年度 単町補助事業一覧

(自治会関係)

《担当課別一覧》

補助事業	ページ
1. 総務課	
公共施設整備事業(LED街灯)	1
消防施設整備事業(ポンプ購入)	1
消防施設整備事業(消防ポンプ車庫整備)	1
消防施設整備事業(器具)	2
消防施設整備事業(消火栓・防火水槽)	2
集落防災活動促進事業	2
公民館耐震診断	3
公民館耐震補強設計	3
公民館耐震改修	3
2. 企画課 町づくり推進室	
公共施設整備事業(集落公共用地取得)	4
公共施設整備事業(公民館等の整備拡充等)	4
公共施設整備事業(公民館の解体)	4
公共施設整備事業(その他付随施設)	5
公共施設整備事業(公園施設)	5
公共施設整備事業(集落墓地外構)	5
有線放送施設補助事業	6
地域活動補助事業	6
集落活性化モデル事業	7
3. 福祉課 福祉支援室	
敬老会助成事業	7
4. 地域整備課 環境整備室	
ごみ集積所整備事業	7
資源集団回収奨励金	8
除雪機械購入事業	8
小型除雪機購入支援事業	8
除雪機械燃料費補助事業	8
町道改良事業	9
法定外公共物の改良等に係る補助事業	9
清掃ボランティア支援事業	9
公共施設整備事業(危険木等撤去)	9
5. 産業課 農林室	
土地改良事業	10
大型共同利用機械導入事業	10
公共施設整備事業(共同作業所)	10
林業事業(林道)	11
造林事業	11
農業用施設災害復旧事業	11

《項目別一覧》

補助事業	ページ
1. 生活環境関係	
公共施設整備事業(LED街灯)	1
公共施設整備事業(公園施設)	5
公共施設整備事業(集落墓地外構)	5
ごみ集積所整備事業	7
資源集団回収奨励金	8
除雪機械購入事業	8
小型除雪機購入支援事業	8
除雪機械燃料費補助事業	8
清掃ボランティア支援事業	9
公共施設整備事業(危険木等撤去)	9
2. 集会所関係	
公民館耐震診断	3
公民館耐震補強設計	3
公民館耐震改修	3
公共施設整備事業(集落公共用地取得)	4
公共施設整備事業(公民館等の整備拡充等)	4
公共施設整備事業(公民館の解体)	4
公共施設整備事業(その他付随施設)	5
3. 土木関係	
町道改良事業	9
法定外公共物の改良等に係る補助事業	9
4. 農業関係	
土地改良事業	10
大型共同利用機械導入事業	10
公共施設整備事業(共同作業所)	10
農業用施設災害復旧事業	11
5. 林業関係	
林業事業(林道)	11
造林事業	11
6. 防災関係	
消防施設整備事業(ポンプ購入)	1
消防施設整備事業(消防ポンプ車庫整備)	1
消防施設整備事業(器具)	2
消防施設整備事業(消火栓・防火水槽)	2
集落防災活動促進事業	2
7. 自治活動関係	
地域活動補助事業	6
集落活性化モデル事業	7
有線放送施設補助事業	6
8. その他	
敬老会助成事業	7

1 総務課（６８－３１１１）

事業名	公共施設整備事業（LED街灯）
事業の概要	集落内におけるLED街灯設置等への支援
事業主体	自治会等
対象事業	LED街灯新設・更新・修繕
補助率	新設：4分の3以内 更新：2分の1以内 修繕：2分の1以内
採択要件	・LED街灯の新設・更新・修繕に限る。 ・補助額の上限は1灯当たり 新設：34,000円 更新：15,000円 修繕：13,000円

事業名	消防施設整備事業（ポンプ購入）	
事業の概要	消防ポンプ購入に際し補助を行い、自衛消防体制の整備を図る。	
事業主体	小規模自治会（30戸以下）及び自主防災組織	その他自治会（31戸以上）及び自主防災組織
対象事業	消防ポンプ購入	
補助率	80%以内	70%以内
採択要件	・国、県補助金がある場合は、この補助金を含め町の補助金の額は事業費の100分の80以内の額とする。なお、国、県補助金が事業費の100分の80を超える額の場合は、町は補助金を交付しない。	・国、県補助金がある場合は、この補助金を含め町の補助金の額は事業費の100分の70以内の額とする。なお、国、県補助金が事業費の100分の70を超える額の場合は、町は補助金を交付しない。

事業名	消防施設整備事業（消防ポンプ車庫整備）
事業の概要	自主防災組織等で所有する消防ポンプの車庫の整備の支援
事業主体	自治会及び自主防災組織
対象事業	消防ポンプ車庫整備
補助率	60%以内
採択要件	対象事業5万円以上

事業名	消防施設整備事業(器具)		
事業の概要	自主防災組織等で購入するホース・管槍の整備支援、ホース格納庫・乾燥塔整備、消防ポンプ修理		
事業主体	自治会及び自主防災組織		
対象事業	ホース購入、管槍購入、ホース格納庫整備、乾燥塔整備、消防ポンプ修理 ※消防ポンプ修理は、5万円以上が対象		
補助率	50%以内		

事業名	消防施設整備事業（消火栓・防火水槽）		
事業の概要	集落が行う消火栓・防火水槽の修理等の支援		
事業主体	自治会及び自主防災組織		
対象事業	①消火栓の整備	②防火水槽の整備	
補助率	80%以内	80%以内	
採択要件	消火栓の修理及び移設、水道計画外の新設が対象（老朽化による修繕は町で実施）	・修理費及び解体撤去費が対象 ・土地、補償費は補助対象外	

事業名	集落防災活動促進事業			
事業の概要	集落が地域の防災体制強化のために行う備蓄品等の購入支援			
事業主体	自治会及び自主防災組織			
対象事業	①備蓄品購入	②避難用具購入	③防災資機材購入	④公民館等耐震診断
	備蓄用食料等の購入（対象品目） ・保存食 ・保存水 ・パック毛布 ・救急医療セット	災害時要援護者のための避難用具の購入（対象品目） ・担架 ・ストレッチャー ・車椅子 等	防災資機材の購入（対象品目） 携帯ラジオ、拡声器、ビニールシート、スコップ、土のう、発電機、投光器、AED 等	集落公民館等の耐震診断
補助率	50%以内	50%以内	50%以内 (AEDは70%以内)	50%以内
採択要件	一定量※以上の備蓄をし、大規模な災害等の場合には町へ備蓄品を提供する協定を結んだ場合には補助率を上乗せする（50%⇒80%）。 ※一定量：保存食20食、保存水36ℓ(2リットルボトル18本)、毛布10枚のセットを最低基準とする。	補助対象事業の上限額100,000円	AEDについては対象経費の100分の70以内とし、消耗品の交換は対象外とする。	木造で昭和56年以前建築のものに限る。補助対象事業の上限額100,000円

事業名	公民館耐震診断
事業の概要	集落公民館等の耐震診断を希望される集落に、耐震診断技術者（民間建築士）を無料で派遣します。
事業主体	自治会及び自主防災組織
対象事業	集落公民館の耐震診断（昭和56年5月31日以前に建築された木造の建物に限る。）
補助率	無料

事業名	公民館耐震補強設計
事業の概要	集落公民館の耐震改修の設計に要する経費
事業主体	自治会及び自主防災組織
対象事業	集落公民館の耐震設計（昭和56年5月31日以前に建築された木造の建物に限る。）
補助率	1棟当たり 補助上限 192千円 補助率 4/5

事業名	公民館耐震改修
事業の概要	集落公民館の耐震改修に要する経費
事業主体	自治会及び自主防災組織
対象事業	集落公民館の耐震改修（昭和56年5月31日以前に建築された木造の建物に限る。）
補助率	1棟当たり 補助上限 3,000千円 補助率 4/5

2 企画課 町づくり推進室（68－3113）

事業名	公共施設整備事業（集落公共用地取得）
事業の概要	集落公民館等建設用地の取得支援
事業主体	自治会、町が認定した生産組合（農実行組合）、協業組合、農業生産法人（集落の総会で認定されたもの）、その他町長が認める団体
対象事業	集落公共施設用地取得
補助率	25%以内
採択要件	・補助対象地積200㎡以上。 ・補助対象（用地取得額）10万円以上500万円以内。 ・単年度採択件数3件以内とする。

事業名	公共施設整備事業（公民館等の整備拡充等）			
事業の概要	集落公民館等の整備支援			
事業主体	自治会			
対象事業	①公民館整備拡充		②公民館に準ずる施設	
補助率	新築	60%以内	新築	40%以内
	増改築	50%以内	増改築	
採択要件	新築	事業費4,000万円以内	新築	事業費4,000万円以内
	増改築	事業費10万円以上500万円以下	増改築	事業費10万円以上500万円以下
備考	国、県補助金がある場合は、この補助金を含め町の補助金の額は事業費の100分の60～40（補助率による）以内の額とする。なお、国、県補助金が事業費の100分の60～40（補助率による）を超える額の場合は、町は補助金を交付しない。			

事業名	公共施設整備事業（公民館の解体）
事業の概要	集落等が所有している建築物又はこれに付随する工作物の除却を解体事業者等に依頼し行うもの。
事業主体	自治会
対象事業	公民館の解体費用
補助率	事業費と200万円を比較し、いずれか低い方の額
備考	作業所は対象外

事業名	公共施設整備事業（その他付随施設）			
事業の概要	集落公共施設に付随する施設の整備支援			
事業主体	自治会			
対象事業	フェンス等	下水道接続のための改修 福祉機能増強のための改修	空調設備の新設・改修 （公民館のみ）	Wi-Fi環境整備 （公民館のみ）
補助率	50%以内	60%以内	50%以内	50%以内
採択要件			・冷暖房空調設備の設置又は改修の場合は事業費10万円以上60万円未満が対象 ・空気清浄機又は換気扇の設置・改修の場合は事業費1万円以上15万円未満が対象 ・国・県補助金がある場合は、この補助金を含め町の補助金の額は事業費の100分の50以内の額とする。 - なお、国・県補助金が事業費の100分の50を超える額の場合は、町は補助金を交付しない。 ・新たに設置しようとする機器は省エネルギーに寄与する機能等を有するものに限る。	・事業費10万円以下が対象 ・事業費は、通信事業者への加入金及び工事費、Wi-Fi環境整備に係る機器購入費及び設置設定費とし、通信事業者への回線利用料は含まない。 ・国・県補助金がある場合は、この補助金を含め町の補助金の額は事業費の100分の50以内の額とする。 - なお、国・県補助金が事業費の100分の50を超える額の場合は、町は補助金を交付しない。

事業名	公共施設整備事業（公園施設）			
事業の概要	集落内の公園施設整備支援			
事業主体	自治会			
対象事業	遊び場、遊具、植栽等の整備、公園造成			
補助率	50%以内			
採択要件	・対象事業費10万円以上250万円以下（災害による修繕は、5万円以上250万円以下） ・公園整備に限る。			

事業名	公共施設整備事業（集落墓地外構）			
事業の概要	集落管理の墓地の外構整備支援			
事業主体	自治会			
対象事業	墓地の法面・通路の整備			
補助率	50%以内			
採択要件	対象事業費10万円以上250万円以下			

事業名	有線放送施設補助事業		
事業の概要	天災により被害を受けた放送施設の復旧支援[随時]	放送施設の移転支援[随時]	老朽化した放送施設の更新支援
事業主体	自治会		
対象事業	放送施設の災害復旧事業	放送施設を取り付けている柱の移転や抜柱に伴う事業 有線ケーブルの移設事業	アンプ・マイク等の放送機器更新事業 (放送機器の移設、各戸に設置するスピーカーの更新は対象外)
補助率	80%以内 (対象事業費1万円以上)	50%以内 (対象事業費1万円以上)	50%以内 (対象事業費5万円以上)

事業名	地域活動補助事業			
事業の概要	地域の活性化のために活動を行なう団体を支援する。			
事業主体	自治会、住民団体、住民を主な構成員とするグループ			
対象事業	①地域資源活用事業	②ふるさと活性化事業	③コミュニティ活性化事業	④地域人材育成事業
	地域の特徴・特産品・伝統文化・景観等を利用した地域活性化、又は新たな地域資源の開発などに関する事業	U・J・I ターン促進、地域の景観形成、ふるさと情報発信、その他の地域の魅力を対外的に広く周知するための事業	他の地域団体等との交流促進やネットワーク形成につながる事業、又は地域活動を行なうための団体等の結成	地域団体等の構成員の研修、又は地域リーダー育成など地域活性化を目的とした人材育成のための事業
補助率	50%以内	50%以内	50%以内	50%以内
採択要件	・対象事業費：2万円以上10万円以下 ・1事業あたり3年以内 ・本町以外の補助を受けて、補助対象事業を行なっている場合は、事業費より他から受ける補助金を減じた額を補助対象事業費とする。 ・賄い材料費等飲食に関するものは対象外	・対象事業費：4万円以上20万円以下 ・1事業あたり2年以内 ・本町以外の補助を受けて、補助対象事業を行なっている場合は、事業費より他から受ける補助金を減じた額を補助対象事業費とする。 ・賄い材料費等飲食に関するものは対象外	・対象事業費：2万円以上10万円以下 ・1事業あたり1年 ・食糧費は補助対象とする。ただし、食糧費は補助対象事業費の100分の50未満とし、かつ補助対象の食糧費の額は1万円以内とする。 ・本町以外の補助を受けて、補助対象事業を行なっている場合は、事業費より他から受ける補助金を減じた額を補助対象事業費とする。	・対象事業費：2万円以上10万円以下 ・1補助対象者あたり2年以内 ・本町以外の補助を受けて、補助対象事業を行なっている場合は、事業費より他から受ける補助金を減じた額を補助対象事業費とする。 ・賄い材料費等飲食に関するものは対象外

事業名	集落活性化モデル事業	
事業の概要	・集落と行政が協働により地域の現状を見つめ直し、課題解決に向けた話し合いを行ない、集落の活性化を目指す。 ・集落活性化を具体化するための集落活性化計画の策定と、この計画に基づいた事業の実施について支援を行なう。	
事業主体	自治会	
対象事業	①集落活性化計画策定事業	②集落活性化計画実施事業
	・集落（地域）の現状と課題・問題点を把握し、集落の活性化を図るための計画を策定する。	・集落活性化計画に基づいて事業を実施する。 ・会議の飲食、備品の購入、施設の修繕に係る費用は除く。
補助率	1集落、又は1地区当たり2万円（定額）	1計画・1事業当たり10万円（上限）

3 福祉課 福祉支援室（68－5534）

事業名	敬老会助成事業	
事業の概要	各自治会で実施される敬老会行事の充実を図るため、予算の範囲内で補助金を交付する。	
事業主体	自治会	
対象事業	①敬老会開催事業	②記念品配布事業
	各地区公民館等で敬老会該当者を主とした敬老会を開催する事業に開催経費を補助する。 ○入場料、入浴料、会場借り上げ料、材料費、食糧費、アトラクション等に要する経費、記念品等に要する経費、並びにその他町長が必要と認める経費	敬老会該当者に対して記念品の配布のみを行う事業に記念品代を補助する。 ○記念品代及びその他町長が必要と認める経費
補助率	8月1日現在で77歳以上の方に対して 1人当たり3,500円	8月1日現在で77歳以上の方に対して 1人当たり2,000円
備考	※敬老会等開催事業と記念品等配布事業を重複して実施することはできない。 ※事業費が補助金の限度額に届かない場合は事業費の総額を補助する。	

4 地域整備課 環境整備室（68－5539）

事業名	ごみ集積所整備事業	
事業の概要	ごみ集積所の整備支援	
事業主体	自治会	
対象事業	新築、改造、修繕	
補助率	50%以内	
採択要件	修繕については事業費の下限を5万円に設定する。	

事業名	資源集団回収奨励金
事業の概要	資源集団回収の実施団体への支援
事業主体	自治会、PTA、老人クラブ、子供会等
対象事業	回収した資源の資源回収業者への引き渡し ※対象資源：紙類・金属類・衣類・ビン類（リターナブルビン）
補助率	回収資源 1キログラム当たり6円（リターナルビンは1本当たり6円）
採択要件	回収資源総量 300キログラム以上が対象

事業名	除雪機械購入事業
事業の概要	集落内道路除雪のための機械購入支援
事業主体	自治会
対象事業	除雪機械購入事業
補助率	50%以内
採択要件	対象事業費10万円以上300万円以内

事業名	小型除雪機購入支援事業
事業の概要	集落内道路除雪のための機械購入支援
事業主体	自治会
対象事業	小型除雪機購入支援事業
補助率	70%以内
採択要件	対象事業費20万円以上250万円以下

事業名	除雪機械燃料費補助事業
事業の概要	除雪機械による歩道除雪用燃料を現物支給する。
事業主体	自治会
対象事業	除雪機械燃料
補助率	— （現物支給）
採択要件	

事業名	町道改良事業	
事業の概要	集落内のその他町道の維持管理・改良を支援する。	
事業主体	自治会	
対象事業	幅員4.0m以上	幅員2.5m以上4.0m未満
補助率	80%以内	70%以内
採択要件	・対象事業は新設、拡幅、舗装 ・対象事業費10万円以上400万円以内	・対象事業は新設、拡幅、舗装 ・対象事業費10万円以上300万円以内

事業名	法定外公共物の改良等に係る補助事業	
事業の概要	法定外公共物（一般的には、里道（赤線）・水路（青線）等と呼ばれているもの）の改良、修繕、災害復旧工事※水利組合等団体による管理物は対象外とする。	
事業主体	自治会	
対象事業	補助対象物の改良、修繕、災害復旧工事	
補助率	50%以内	
採択要件	対象事業費10万円以上120万円以下	

事業名	清掃ボランティア支援事業	
事業の概要	町道又は町の管理する施設（下水処理場等）において実施する清掃、草刈り等のボランティア活動を支援する。	
事業主体	自治会・団体	
対象事業	町道清掃	公共施設清掃
補助率	年間の作業延長により決定 200m～1km：30,000円／1km～2km：40,000円／ 2km～3km：50,000円 3km～4km：60,000円／4km～5km：70,000円／ 5km以上：80,000円	施設ごとに町が定める金額
採択要件	・作業延長は1回200m以上とし、作業回数は年2回までが対象 ・集落と集落、もしくは集落と公共的施設を結ぶ町道（集落内部分は対象外）	上水道施設、下水道施設等

事業名	公共施設整備事業（危険木等撤去）	
事業の概要	倒木により家屋等に被害を与える恐れがある樹木の伐採等、集落内の生活環境を維持するために緊急的な措置が必要と町長が認めた事業の支援	
事業主体	自治会	
対象事業	樹木の伐採等に要する経費	
補助率	50%以内	
採択要件	事業費10万円以上50万円以下が対象	

5 産業課 農林室（68－3315）

事業名	土地改良事業		
事業の概要	土地改良事業（水路・農道・ため池等）の整備支援		
事業主体	自治会・団体・土地改良区		
対象事業	農道		かんがい排水
補助率	60%以内		55%以内
採択要件	対象事業費10万円以上120万円以下		

事業名	大型共同利用機械導入事業		
事業の概要	農業機械の過剰導入を避け、効率的機械利用と集落営農集団の組織化及び強化を支援		
事業主体	町が認定した生産組合（農事実行組合）、協業組合、農業生産法人		
対象事業	大型共同利用機械購入		
	①団体新規設立による導入	②既存団体新機種導入	③導入済機械更新
補助率	20%以内	20%以内	20%以内
採択要件	購入機械1台につき30万円以上		
備考	町道の除雪に供する場合は、1/6（16.6%）を上乗せして補助する。		

事業名	公共施設整備事業（共同作業所）		
事業の概要	作業場・倉庫等の整備支援		
事業主体	自治会、町が認定した生産組合（農実行組合）、協業組合、農業生産法人（集落の総会で認定されたもの）、その他町長が認める団体		
対象事業	新築・増改築		
補助率	40%以内		
採択要件	対象事業費10万円以上500万円以下		
備考	国、県補助金がある場合は、この補助金を含め町の補助金の額は事業費の100分の40以内の額とする。 なお、国、県補助金が事業費の100分の40を超える額の場合は、町は補助金を交付しない。		

事業名	林業事業（林道）	
事業の概要	林道（道路幅員2.5m以上）の整備を支援する。	
事業主体	自治会等	
対象事業	①林道整備（国・県補助なし）	②林道整備（国・県補助あり）
補助率	50%以内	30%以内
採択要件	対象事業費10万円以上120万円以下	国県補助金を除いた額の3割以内

事業名	造林事業	
事業の概要	自治会及び生産森林組合の所有する山林で県補助対象の人工造林・除間伐事業を町も補助し支援する。	
事業主体	自治会・生産森林組合等	
対象事業	人工造林・除間伐事業	
補助率	15%以内（国県補助金を除いた額の30%以内）	
採択要件	対象事業費10万円以上120万円以下	

事業名	農業用施設災害復旧事業	
事業の概要	自治会・団体・土地改良区が管理する農業施設の災害復旧支援	
事業主体	自治会・団体・土地改良区	
対象事業	農業用施設災害復旧事業	
補助率	50%以内	
採択要件	・対象事業費10万円以上120万円以下 ・国、県補助対象事業を除く	